

ID: 1013

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	学習塾の敷地と道路との関係における安全上支障がないことの認定		
例 規 名 根 拠 条 項	建築基準条例 第19条ただし書		
例 規 番 号	昭和46年兵庫県条例第32号		
【根拠条文】 (敷地と道路との関係) 第19条 都市計画区域内にある学習塾(主として幼児、小学生又は中学生を対象としたもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、3階以上の階にその用途に供する部分を有するものに限る。以下同じ。)の用途に供する建築物の敷地は、道路に4メートル以上接しなければならない。ただし、知事が避難上及び通行の安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日